



地域まちづくり協議会のイメージ

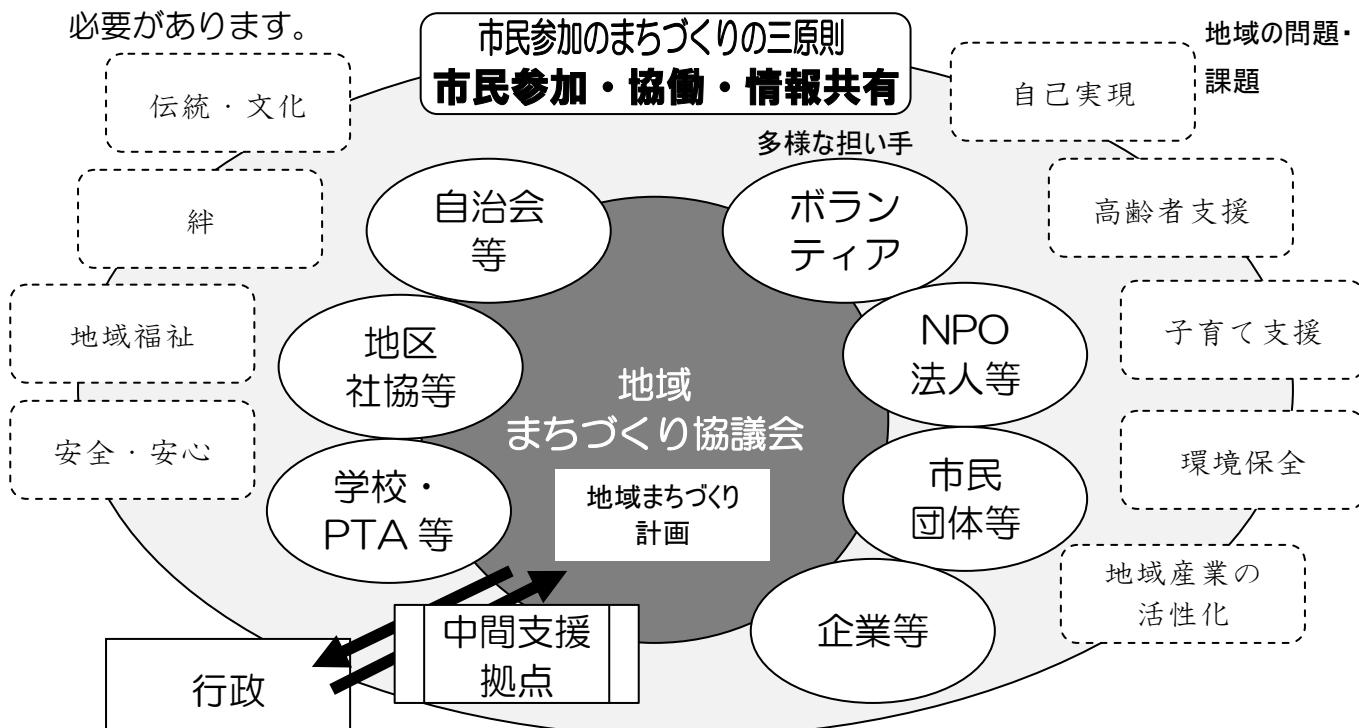
地域にはさまざまな問題・課題がありますが、市民が参加し、意見を述べる機会や場が少ないのが実情です。

また、自治会やNPOなどの地域コミュニティは、組織の活性化や若い後継者づくりなどの課題を抱えています。

自治基本条例において、地域コミュニティに対する行政の役割（学習機会の提供、人材育成の支援など）を明らかにするとともに、市民参加の第一歩が地域コミュニティ（自治会、NPOなど）活動から始まるなどを念頭に置き、地域コミュニティと行政の関係を強化する必要があります。

※地域コミュニティとは

互いに助け合い、人にやさしい地域社会、豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会、NPO法人、ボランティア団体など多様な組織のことを指します。



地域まちづくり協議会は、「地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行する」という考え方のもと、各地域に居住する個人や自治会、地区社会福祉協議会（地区社協）、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などから構成されます。

市（行政）は、その設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。

どのような単位で地域まちづくり協議会を設置するのかは議論が分かれるところですが、小学校区程度の大きさで、茂原市の歴史的な経緯などを踏まえて考える必要があります。

このようにして設置された地域まちづくり協議会において、さまざまな担い手が一つのテーブルに付き、対話と協議を重ねながら、地域のまちづくり計画をつくります。

その計画に基づき、地域福祉の推進、地域環境の保全、地域教育の推進、安全・安心なまちづくりの推進などの担い手を育成・支援し、自立的・自発的なまちづくりを行います。

ご意見をお寄せください！

茂原市の「自治基本条例」を考えるために、市民の皆さん
がどのようなまちのあり方を望んでいるか、その考えを取り込みながら、今後のまちづくりのためにはどのような基本原則を盛り込むべきなのかを考えていくことが必要です。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

茂原市自治基本条例を考える市民の会
事務局 茂原市役所企画政策課



ケータイからもお寄せいただけます



FAX 0475-20-1603
E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp